

羽生市太陽光発電施設の適切な設置に関するガイドライン

(趣旨)

第1 このガイドラインは、太陽光発電施設を設置する者が、市内における当該施設の設置に関し、近隣住民の安全を守り、生活環境に配慮し、並びに市及び近隣住民に対して事業計画及び事業内容を施工前に明らかにすることについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 このガイドラインにおいて、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電施設 太陽光を電気に変換するための設備（太陽光パネル等で土地に自立して設置するものに限る。）及びその付属設備をいう。
- (2) 発電施設 定格出力 10 キロワット以上の太陽光発電施設をいう。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 建築物に該当するもの
 - イ 設置者の事業所等と併設されるもの
- (3) 出力 太陽光パネルの合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の値をいう。
- (4) 設置者 発電施設を設置する者及び発電施設の譲渡、承継を受けた者をいう。
- (5) 近隣住民 発電施設の設置が計画される区域の近隣の土地及び家屋の所有者又は居住者並びに事業区域に存する自治会の代表者をいう。

(対象地域)

第3 このガイドラインの対象地域は、市内全域とする。

(法令等に基づく手続等)

第4 設置者は、発電施設を設置する場合において、別表1に掲げる法規制等に該当する場合は、当該発電施設の規模に関わらず、市の関係部局及び関係行政機関と事前に相談、協議を行い、必要な手続等を行うものとする。（関係法令等に基づく太陽光設置基準を適用する）

2 設置者は、計画地の全部又は一部が別表2「設置するのに適当でないエリア」に掲げる区域に該当する場合は、別表1に掲げる法規制等に該当するか否かにかかわらず、当該計画が周辺的生活環境等に与える影響を十分に考慮し、計画の中止を含め抜本的な見直しを検討するものとする。

(発電施設に係る届出等)

第5 設置者は、発電施設を設置しようとする場合は、その計画の概要が明らかとなった時点で、近隣住民に対する説明会等を実施し、事業内容を周知するものとする。対象者の範囲は再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（再エネ特措法）の認定に関わらず資

源エネルギー庁が示す「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」に準ずるものとする。

この際、近隣住民から出された要望・意見等に対しては、書面を交付するなど誠意をもって対応するものとする。

2 設置者は、発電施設の工事に着手する日の 30 日前までに、羽生市太陽光発電施設計画届出書（以下「届出書」という。）（様式第 1 号）に別表 3 に掲げる計画区域の位置図等の必要書類を添付し、市長に提出するものとする。ただし、事業に伴い農地転用及び特定都市河川浸水被害法（第 30 条）の許可が必要となる場合には、同許可申請（※農地転用に関して市街化区域内においては届出）時と同日に提出するものとする。

3 前項の届出を行った設置者は、届出対象発電施設の内容を変更し、又は事業を譲渡・承継・廃止しようとするときは、変更又は廃止する日の 30 日前までに、羽生市太陽光発電施設計画変更・廃止届出書（様式第 2 号）を市長に提出するものとする。

（設置に当たって遵守すべき事項）

第 6 設置者は、発電施設を設置する際は、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- （1）計画の段階において近隣住民に周知を図り、近隣住民との協調を保つこと。
- （2）雨水等による土砂・汚泥の流出や水害等の災害防止対策及び雨水流出抑制対策を講じること。また、敷地面積が 1,000 m²以上の発電施設を設置し特定都市河川浸水被害対策法第 30 条の規定に該当する場合には雨水貯留浸透施設を設置すること。
- （3）事業区域内において、地下埋設物事故防止対策を講ずること。万が一、工事中にそれらを破損させた場合には、速やかに関係機関へ報告するとともに設置者の責任により復旧すること。
- （4）既存の地形や樹木等を生かしながら、周囲の良好な景観に支障を与えないよう、周辺環境や景観との調和に配慮すること。
- （5）災害発生時等の緊急連絡に対応するため、設置者の名称及び連絡先を記した看板を設置すること。
- （6）事業区域内（フェンスの外側から敷地境界までも含む）の除草等環境整備に努めるとともに、除草剤、殺虫剤その他の薬剤を使用する場合は、周辺環境に十分配慮すること。
- （7）パワーコンディショナー等からの騒音・振動やパネルの反射光により周辺の生活環境に支障を生じさせないよう、必要な措置を講じること。
- （8）施設に起因して発生した苦情や要望等に対しては、迅速かつ誠実な対応をとること。
- （9）施設計画の段階から事業終了後の将来計画を十分に検討するとともに、廃止に要する経費等を計画的に調達・手配すること。
- （10）施設を廃止した場合は、速やかに設置者の責任により撤去等適正に処理すること。
- （11）事業を承継する場合は、把握しているもしくは予想される管理運営及び廃止等の条件について、責任をもって引き継ぐこと。

(報告)

第7 市長はこのガイドラインに定めるもののほか、このガイドラインの施行に必要な限度において、設置者に対し、必要な事項について報告を求めることができるものとする。

(補則)

第8 このガイドラインの施行に関して必要な事項は、市長が別に定める。

2 このガイドラインは、今後の社会情勢の変化等により、必要に応じて随時見直しを行うこととする。

附 則

1 このガイドラインは、平成29年4月7日から施行し、平成29年6月1日以後に着工する発電施設から適用する。

2 このガイドラインの施行日において現に着工している発電施設の設置者は、第6に掲げる事項の遵守に努めるとともに、必要と認められる場合は第5に掲げる措置を講じるものとする。

附 則

1 このガイドラインは、令和7年6月6日から施行し、令和7年7月1日以後に届出する発電施設から適用する。

2 このガイドラインの施行日において現に届出・着工している発電施設の設置者は、第6に掲げる事項の遵守に努めるとともに、必要と認められる場合は第5に掲げる措置を講じるものとする。

別表1 太陽光発電施設設置に係る関係法令等担当窓口一覧

法令名 (条番号)	規制等の対象となる行為	手続区分	問合せ・手続の担当窓口
	太陽光発電施設の設置に関して疑義等がある場合は、まず右記の担当課にご相談ください。		羽生市経済環境部環境課 (代 048-561-1121)
国土利用計画法 (23)	次に該当する土地売買契約の締結や地上権・賃借権の設定等 ・市街化区域：2,000m ² 以上 ・市街化区域を除く都市計画区域：5,000m ² 以上	届出	羽生市まちづくり政策課開発指導係 (代 048-561-1121)
電気事業法	電気事業法に関して、県知事や市町村長に対する手続きは特にありません		経済産業省 関東東北産業保安監督部 電力安全課
火薬類取締法	火薬類製造施設や火薬庫の周辺に出力1,000kW以上の太陽光発電設備を設置すること ※火薬類製造施設や火薬庫は、発電事業の用に供する1,000kW以上の太陽光発電設備に対して、一定の保安距離を取る必要があります。太陽光発電設備が後から設置される場合でもこの規定が適用されるため、十分な注意が必要です。		埼玉県危機管理防災部 化学保安課火薬・電気担当 (048-830-8435)
環境影響評価法	次に該当する太陽光発電施設の設置 系統接続段階の発電出力ベース（交流）が 40MW以上（第一種） 30MW以上40MW未満（第二種）	調査等	埼玉県環境部環境政策課 企画・環境影響評価担当 (048-830-3041)
埼玉県環境影響評価条例	施行区域の面積が20ha以上となるもの ※その他にも、開発の内容によっては手続きが必要となる場合があります	調査等	埼玉県環境部環境政策課 企画・環境影響評価担当 (048-830-3041)
土壤汚染対策法 (4)	土地の形質変更（掘削及び盛土等）部分の合計面積が3,000m ² 以上 ※ただし、盛土のみの場合や、形質変更の深さが最大50cm未満であり区域外へ土壌の搬出を行わず土壌の飛散・流出を伴わない場合は除く	届出	埼玉県東部環境管理事務所 (0480-34-4011)
埼玉県生活環境保全条例 (80)	3,000m ² 以上の土地の改変	調査等	埼玉県東部環境管理事務所 (0480-34-4011)
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (15の19)	廃棄物が地下にあって指定区域に指定されている土地の形質変更 ※不法投棄等により廃棄物が残置されている場所については、当該廃棄物が適正に処理されない限り設置は認められませんので注意してください。	届出	埼玉県東部環境管理事務所 (0480-34-4011)
資源有効利用促進法	500m ³ 以上の土砂の敷地外排出	計画作成	国土交通省関東地方整備局 (048-601-3151)
宅地造成及び特定盛土等規制法(12)	500m ² 以上の面積への土砂の堆積	許可	埼玉県東部環境管理事務所 (0480-34-4011)
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (29)	鳥獣保護区の特別保護地区内における次の行為 ・建築物その他の工作物の新築・改築・増築 ・水面の埋立・干拓 ・木竹の伐採	許可	埼玉県環境部みどり自然課 野生生物担当 (048-830-3154)
埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例 (12)	知事が指定する希少野生動植物種の捕獲等の行為	届出	埼玉県環境部みどり自然課 野生生物担当 (048-830-3154)
埼玉県オオタカ等保護指針	次に該当する開発行為については、オオタカ等の保護に関する配慮を要請 ・営巣地から半径400メートル以内 ・営巣地から半径1500メートル以内	配慮の実施	埼玉県環境部みどり自然課 野生生物担当 (048-830-3154)

法令名 (条番号)	規制等の対象となる行為	手続区分	手続の担当窓口
農地法 (4)	農地を農地以外のものにする行為（農地の転用）	許可（市街化区域の場合は届出）	羽生市農業委員会 (代 048-561-1121)
農地法 (5)	農地を農地以外のものにしたり採草放牧地を採草放牧地以外のものにするために行う次の行為 ・所有権の移転 ・賃借権・地上権・質権・使用貸借権の設定や移転	許可（市街化区域の場合は届出）	羽生市農業委員会 (代 048-561-1121)
農業振興地域の整備に関する法律 (13)	市町村農業振興地域整備計画の変更（いわゆる農用地区域からの除外）	計画変更	羽生市農政課 (代 048-561-1121)
道路法 (32)	道路に次の工作物・物件・施設を設け、継続して道路を使用しようとする行為（道路の占用） ・電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔等 ・水管、下水道管、ガス管等 ・歩廊、雪よけ等 ・露店、商品置場等 ・その他道路の構造や交通に支障を及ぼすおそれのある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの（政令第7条第1項第2号に該当するため太陽光発電施設も対象）	許可	【県道及び県管理国道】 行田県土整備事務所管理担当 【羽生市道】 羽生市まちづくり部 建設課道路街路係 (代 048-561-1121)
河川法 (23～27)	河川区域内における次の行為 ・河川の流水の占用（取水等） ・土地の占用 ・河川の砂やヨシなどの採取 ・工作物の新築・改築 ・盛土、切土等の土地の形状の変更	許可	【県管理河川】 行田県土整備事務所管理担当 【大臣管理河川】 国土交通省 関東地方整備局河川事務所
河川法 (55)	河川保全区域内における次の行為 ・土地の掘削、盛土、切土等の土地の形状の変更 ・工作物の新築・改築	許可	【県管理河川】 行田県土整備事務所管理担当 【大臣管理河川】 国土交通省 関東地方整備局河川事務所
羽生市公共物管理条例	市有土地における道路法を適用しない道路に次の工作物・物件・施設を設け、継続して使用しようとする行為（公共物使用） ・電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔等 ・水管、下水道管、ガス管等 ・歩廊、雪よけ等 ・露店、商品置場等 ・その他道路の構造や交通に支障を及ぼすおそれのある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの（政令第7条第1項第2号に該当するため太陽光発電施設も対象）	許可	羽生市まちづくり部 建設課道路街路係 (代 048-561-1121)
埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例 (3)	面積が1ha以上の開発行為で、雨水流出抑制施設を設置しないと雨水流出量を増加させるおそれがある行為	許可	埼玉県県土整備部河川砂防課 中川・綾瀬川流域担当
埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例 (12)	面積が1ha以上の開発行為で、湛水想定区域内の土地に盛土をする行為	届出	埼玉県県土整備部河川砂防課 中川・綾瀬川流域担当
羽生市雨水排水流出抑制施設設置基準	都市計画法の開発行為に該当しない次の行為 ・敷地面積500㎡以上の建築行為（専用住宅を除く） ・資材置場 ・トラックヤードや月極駐車場など ・太陽光発電施設		羽生市まちづくり部 建設課治水係 (代 048-561-1121)
特定都市河川浸水被害対策法 (30)	宅地等以外の土地で行う1,000㎡以上の浸水被害行為	許可	羽生市まちづくり部 建設課治水係 (代 048-561-1121)

法令名 (条番号)	規制等の対象となる行為	手続区分	手続の担当窓口
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (10、11)	特定建設資材を使用した建築物等の解体工事等や、特定建設資材を使用する新築工事等（以下に該当するもの） ・太陽光パネルと一体的な建築物（床面積の合計が80m ² 以上に限る）の解体工事 ・太陽光パネルと一体的な建築物（床面積の合計が500m ² 以上に限る）の新築・増築工事 ・太陽光パネルと一体的な建築物の修繕・模様替等工事（請負金額が1億円以上のもの） ・建築物以外のもの（太陽光パネル等）の土木工事や解体工事等（請負金額が500万円以上のもの）	民間工事の場合は届出 公共工事の場合は通知	県熊谷建築安全センター (048-533-8776) 羽生市まちづくり政策課建築係 (代 048-561-1121) ※内容によって窓口が異なります。
都市計画法 (29)	次の開発行為（主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更）や建築行為 ・市街化区域内での500m ² 以上の開発行為 ・市街化調整区域内での開発行為 ・市街化調整区域内での建築行為	許可	羽生市まちづくり政策課開発指導係 (代 048-561-1121)
建築基準法 (6)	建築物を建築しようとする場合 ※土地に自立して設置する太陽光発電設備については、架台下の空間を物品の保管その他の屋内的用途に供する場合は建築物に該当します。	確認	県熊谷建築安全センター (048-533-8776) 羽生市まちづくり政策課建築係 (代 048-561-1121) ※内容によって窓口が異なります。
文化財保護法 (93)	周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）の範囲内における建築・土木工事等	届出	羽生市教育委員会 生涯学習課文化財保護係 (代 048-561-1121)
文化財保護法 (96)	土地の所有者又は占有者が出土品の出土等により遺跡を発見	届出	羽生市教育委員会 郷土資料館 (代 048-562-4341)
埼玉県文化財保護条例 (14、28、35、39)	県指定有形文化財、県指定有形民俗文化財、県指定史跡名勝天然記念物、県指定旧跡の現状変更、又はその保存に影響を及ぼす行為	許可 又は届出	羽生市教育委員会 郷土資料館 (代 048-562-4341)
羽生市文化財保護条例 (17)	文化財の現状を変更し、又はその影響を及ぼす行為	許可	羽生市教育委員会 郷土資料館 (代 048-562-4341)

別表2 設置するのに適当でないエリア

法令名	エリア（区域の名称等）	理由
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	不法投棄、最終処分等により廃棄物が残置されている場所	太陽光発電施設を設置することで、当該廃棄物を適正処理することが相当困難であるとともに、周辺の地下水等生活環境に支障を生じるおそれがある。
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区特別保護地区	鳥獣又は鳥獣の生息地にとって特に重要な区域として、工作物の設置や木竹の伐採等、一定の開発行為が制限されている。
埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例	希少野生動植物保護区 ※現在は該当地区なし	県内希少野生動植物種の生息地等、特に重要な区域として、工作物の設置等、一定の開発行為が制限されている。
農地法	農用地区域内の農地・牧草放牧地 甲種農地・採草放牧地 第1種農地・採草放牧地	優良農地を確保するため、転用が厳しく制限されている。
農業振興地域の整備に関する法律	農用地区域内の農地・採草放牧地	優良農地を確保するため、転用が厳しく制限されている。
河川法	河川区域、河川保全区域、河川予定地	出水時に流下阻害発生のおそれがあるとともに、河川管理施設を損傷させるおそれがある。
都市計画法	風致地区	都市における風致を維持するために定める区域であり、自然的な要素に富んだ土地の良好な景観を守るため、建築物等の建築、木竹の伐採等が規制されている。
文化財保護法	重要文化財、国指定史跡、名勝、天然記念物等	復元が不可能な国民の共有財産であり、適切な保護管理措置がとられている。
埼玉県文化財保護条例	県指定有形文化財、県指定有形民俗文化財、県指定史跡名勝天然記念物、県指定旧跡	復元が不可能な県民の共有財産であり、適切な保護管理措置がとられている。

別表3 添付資料

	種類	明示すべき事項
1	近隣住民説明資料	<ol style="list-style-type: none"> 1. 住民説明会の出席に関し声かけた世帯を示した図 2. 配布資料一式 3. 住民説明会や住民説明を行った年月日、場所、出席者・相手方の氏名及び発言の概要 4. 近隣住民から出された要望・意見等への対応内容
2	位置図及び案内図 ※位置図：1/15,000 程度 案内図：1/2,500 程度	<ol style="list-style-type: none"> 1. 方位、道路及び目標となる地物 2. 設置場所
3	配置図 ※1/500 程度	<ol style="list-style-type: none"> 1. 方位及び縮尺 2. 敷地の形状及び寸法 3. 発電設備の位置、形状、寸法及び材料等仕様 (低騒音型、低振動型、反射率についての記載) 4. 送電に係る電柱の位置及び寸法 5. 敷地に接する道路の位置及び幅員 6. 敷地境界からフェンスまでの距離 7. 隣接する土地の利用状況、用途等 8. 土地の高低（雨水等による土砂・汚泥の流出や水害などの災害防止対策及び雨水流出抑止対策検討図） 9. 外構施設（フェンス、植栽、擁壁など）の位置、種類、寸法及び景観に配慮した色
4	立面図及び断面図 ※立面図：1/500 程度 断面図：1/500 程度	<ol style="list-style-type: none"> 1. 発電設備の形状、寸法及び材料等仕様 (低騒音型、低振動型、反射率についての記載) 2. 外構施設（フェンス、植栽、擁壁など）の位置、種類、寸法及び景観に配慮した色 3. 土地の高低（雨水等による土砂・汚泥の流出や水害などの災害防止対策及び雨水流出抑止対策検討図）
5	誓約書	<ol style="list-style-type: none"> 1. 事業区域内の除草及び環境整備等、周辺環境に十分配慮する旨 2. 施設に起因して発生した苦情や要望に対して、迅速かつ誠実な対応をとる旨 3. 施設を廃止した場合、設置者の責任により撤去等適正に処理する旨
6	特定都市河川浸水被害対策法第30条の許可申請関係書類※該当の場合のみ	<ol style="list-style-type: none"> 1. 雨水浸透阻害行為許可申請（協議）書の写し 2. 事前相談結果通知（許可権者からの通知）の写し

7	その他	<ol style="list-style-type: none">3. 発電設備及び外構設備のカタログ等4. 設置予定の看板の図案等5. 市長が必要と認めるもの
---	-----	---

(様式第 1 号)

羽生市太陽光発電施設計画届出書

年 月 日

羽生市長 様

届出者 住所
氏名

印

(法人にあつては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

下記のとおり発電施設を設置することについて、羽生市太陽光発電施設の適切な設置に関するガイドライン第 5 第 2 項の規定により届け出ます。

記

発電施設の名称	
設置場所	羽生市
敷地面積	m ²
定格発電出力※ 1	k W
発電事業者	住所 氏名 (法人にあつては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
着工予定年月日	年 月 日
稼働開始予定日	年 月 日
住民説明会等の概要	別紙のとおり※ 2
参考資料	別添のとおり※ 3

※ 1 「定格発電出力」は、太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の定格発電出力を小数 1 桁 (小数第 2 位切捨て) まで記載してください。パワーコンディショナーを複数設置する場合は、各系列における太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力を合計した値を記載してください。

※ 2 住民説明会や住民説明を行った年月日、場所、出席者・相手方の氏名、発言の概要、近隣住民から出された要望・意見等への対応内容を記載した資料を作成し、別紙としてください。

※ 3 計画区域の位置図、関係機関との協議状況、雨水排水流出抑制計画、その他必要な資料を別添としてください。

(様式第 2 号)

羽生市太陽光発電施設計画変更・廃止届出書

年 月 日

羽生市長 様

届出者 住所

氏名

印

(法人にあつては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

発電施設を設置計画を変更（廃止）するので、羽生市太陽光発電施設の適切な設置に関するガイドライン第 5 第 3 項の規定により届け出ます。

記

発電施設の名称※ 1		
設置場所 ※ 1	羽生市	
変更の内容 ※ 2	変更前	
	変更後	
変更・廃止の予定日	年 月 日	
参考資料	別添のとおり※ 3	

※ 1 発電施設の名称又は設置場所を変更する場合にあつては、変更前の名称及び場所を記載してください。

※ 2 設置者の住所・氏名、発電施設の名称、設置場所、敷地面積、定格発電出力又は発電事業者の住所・氏名（法人代表者の氏名を除く）を変更する場合にあつてはその内容を記載してください。

※ 3 計画区域の位置図、関係機関との協議状況、雨水排水流出抑制計画、その他変更の内容に応じて必要な資料を別添としてください。